

<事務局からのお知らせとお願い>

このところ、「同窓会に実家を住所として登録しているが、郵便物が届かない」という趣旨のご連絡をいただくことがございます。このような件について日本郵便株式会社に問い合わせたところ、一度転居を届け出られた方宛ての郵便物は、転送期間を過ぎると、たとえご実家に戻られたとしても、その届出がない限り原則として宛先不明と扱われる、との回答がありました。そこで、転居された際にはお手数ですが、郵便局と同窓会事務局の両方に新住所をご連絡いただきますようお願い申し上げます。なお、郵便局に届け出られた現住所とは異なるご実家等の住所を郵便物の送付先とする場合、「〇〇様気付△△様」という宛先にて送付することが可能でございます。このような取扱いをご希望の際は、同窓会事務局までご連絡いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

<事務局からのお知らせとお願い(第一案→没)>

このところ、「同窓会に実家を住所として登録しているが、実家に甲陽だよりなどの郵便物が届いていない」、または「進学等で一度転居し、再び実家に戻っているにもかかわらず、郵便物が届かない」という趣旨のご連絡をいただくことがございます。このような件について日本郵便株式会社に問い合わせたところ、ご実家から一度転居されたことを郵便局に届け出た方宛ての郵便物は、転送期間を過ぎると、たとえ現在ご本人がご実家に戻り居住されていたとしても、その旨の届出がない限り、原則として宛先不明と扱われ、差出人に返還されるとの回答がありました。そこで、確実に本会からの郵便物をお届けするため、転居された際にはお手数ですが、その都度郵便局と同窓会事務局の両方に新住所をご連絡いただきますよう、会員のみなさまのご協力をお願い申し上げます。なお、郵便局に届け出た現住所とは異なる住所を郵便物の送付先とする場合、「〇〇様気付△△様」という宛先にて送付することが可能でございます。このような取扱いをご希望の際は、同窓会事務局までご連絡いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。